○経済産業省令第十六号

商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第十三条第一項の規定に基づき、商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十五日

経済産業大臣　齋藤　健

商品投資顧問業者の業務に関する省令の一部を改正する省令

商品投資顧問業者の業務に関する省令（平成四年通商産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（掲示すべき標識の様式等） **第一条**　［略］ ２　法第十三条第一項の規定による公衆の閲覧は、商品投資顧問業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。	（掲示すべき標識の様式） **第一条**　［略］ ［新設］

備考　表中の［　］は注記である。